

## 1. 振り込め詐欺対策に係る口座凍結等の取扱いについて

- 振り込め詐欺等の犯罪被害の拡大防止の観点からの警察庁から提供される「凍結口座名義人リスト」（凍結リスト）の運用については、氏名等が凍結リストに掲載され、別口座の利用もできず、生活に支障をきたしている等の指摘を踏まえ、全銀協においては、事務取扱要領を改正した。これにより、従来、名義人がリストに合致した場合には、即座に口座凍結や新規口座開設の謝絶を行っていたが、口座凍結等の措置を行うか否かは、各行の判断に委ねることになった。
- こうした改正に沿った対応が営業店の現場レベルで実効性を伴って混乱なく実施されるよう、今般、全銀協において、凍結リストに係る事務取扱要領の運営にあたっての留意事項を策定し、会員行に周知している。留意事項においては、名義人が凍結リストに合致した場合の対応や手続きを明確化している。
- 各行においては、事務取扱要領に併せて、留意事項も参考にして凍結リストを運用し、営業店等の現場が混乱なく手続きができるよう努めていただきたい。

## 2. 昨今のサイバーセキュリティに関する状況について

- 本年9月、複数の金融機関が、身代金を要求される脅迫メールを受信し、短時間のDDoS攻撃を受ける事案が報告されている。
- 本件については、当庁からも注意喚起させていただいたが、今回の攻撃の特徴は、
  - ・ 1回目のDDoS攻撃後にも、攻撃が複数回、執拗に行われている
  - ・ 委託先が攻撃を受け、その影響で金融機関のサービスに影響が生じている事案が複数確認されていることである。
- こうした攻撃を受けた場合に備え、顧客対応を含め迅速な対応がと

れるよう適切なリスク管理態勢を整備するとともに、委託先においてどのような対策を講じているか、攻撃があった際の委託先から金融機関への連絡体制など、対応手順の再確認を行っていただきたい。

### 3. つみたて NISA について

- 金融庁は、つみたて NISA の一層の普及・利用促進を図るため、金融庁において「職場つみたて NISA」を導入することとし、10 月 20 日に、取扱金融機関の募集を公表した。金融庁の「職場つみたて NISA」においては、つみたて NISA と iDeCo を併せて提供することとしている。この仕組みを他省庁や地方自治体、更には民間企業においても普及するよう働きかけていくなどにより、個人投資家の裾野を拡大していきたい。

### 4. LEI の利用促進について

- LEI (Legal Entity Identifier : 取引主体識別子) は、金融取引等を行う主体を識別する国際的な番号で、世界的な金融危機後、金融取引の透明性向上を目的に、2011 年の G20 カンヌ・サミット首脳宣言において国際的に導入が合意された。
- 我が国では、東京証券取引所が、金融機関等への付番を行っており、LEI の取得費用は、取得時に 1 万 2 千円、年 1 回の更新時に 1 万円、また、申請から登録までに必要な期間は、通常、5 営業日程度となっている。
- LEI については、世界各国でその普及が進んでおり、例えば、欧州においては、来年 1 月から規制の適用が開始される、第 2 次金融商品市場指令及び金融商品市場規制 (いわゆる MiFID2/MiFIR) 等において、欧州の金融機関等の取引相手が、欧州域外に所在する場合であっても、当該取引相手の LEI 情報の報告を求めている。
- LEI を取得することで、クロスボーダー取引を機動的・円滑に行なうことができるなど、グローバルな取引における利便性を高めることにもつながると考えられる。金融庁としても、引き続き、金融機関

へのご説明に努め、更なる利用促進に向けて取り組んでいく所存であり、各金融機関においても、更なる利用拡大のための協力を引き続きお願いしたい。ファンド等の顧客が金融商品の取引を行なう場合もあると思うが、金融庁からLEIの利用促進を要請されているという点について併せて顧客に伝えていただきたい。

(以上)